

入札公告

一般競争入札（条件付）を次のとおり実施する。

令和8年3月25日

宮崎県豚熱経口ワクチン対策協議会
会 長 林 田 宏 昭

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 令和8年度豚熱経口ワクチン散布業務
- (2) 委託内容 入札説明書及び仕様書による
- (3) 委託場所 宮崎市、都城市、東諸県郡綾町（仕様書のとおり）
- (4) 委託期間 この契約の締結の日から令和8年6月30日まで
- (5) 入札方法 (1)の委託物件について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

開札日当日において次の条件を満たしている者。

- (1) 宮崎県内に本店又は支店（営業所等含む。）を有する者
- (2) 国又は地方公共団体と、本委託業務に類する契約を締結し、これらをすべて誠実に実施した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

3 契約条項の提示、入札説明書及び仕様書の交付場所等

- (1) 場所 宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課
（宮崎県豚熱経口ワクチン対策協議会事務局）
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁1号館5階）
電話番号 0985-26-7139
- (2) 期間 令和8年3月25日（水曜日）から令和8年4月7日（火曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

4 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、令和8年4月3日（金曜日）午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書に必要書類等を添付した上で、3(1)まで持参又は送付（郵便にあっては書留郵便（一般・簡易）に限る。）し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

入札参加資格の確認結果は、令和8年4月6日（月曜日）までに通知する。

5 入札説明会及び入札に関する質問

本件入札に関する入札説明会は実施しない。ただし、質問がある場合には、次により提出するものとする。

- (1) 提出期間 令和8年3月25日(水曜日)から令和8年4月1日（水曜日）まで
（開庁日の午前9時から午後5時まで）
- (2) 提出先 宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課防疫企画担当
（宮崎県豚熱経口ワクチン対策協議会事務局）
- (3) 提出方法 電子メールで提出すること。
E-mail アドレス：kachikuboeki@pref.miyazaki.lg.jp
- (4) 回答方法 個別に電子メールで回答するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、ホームページで通知する。

6 入札書の提出日時、提出場所及び提出方法

- (1) 提出日時 令和8年4月8日（水曜日）午前10時
- (2) 提出場所 宮崎県庁1号館5階 第4会議室
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (3) 提出方法 持参による。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

7 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年4月8日（水曜日）午前10時30分
- (2) 場所 宮崎県庁1号館5階 第4会議室
宮崎市橘通東2丁目10番1号

8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札、虚偽の入札参加資格確認の申請を行った者のした入札及び入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において入札参

加資格のない者のした入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課防疫企画担当

(宮崎県豚熱経口ワクチン対策協議会事務局)

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号 0985-26-7139

11 その他

- (1) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) 契約は原則として、宮崎県豚熱経口ワクチン対策協議会が当該事業に係る補助金の交付決定通知受領後となる。